

児童扶養手当のお知らせ

父母の離婚などによるひとり親家庭や、父または母が重度の障害の状態にある児童などを支援する制度です。

この手当は、児童の心身の健全な成長のために支給されるものであり、一定の条件に該当する児童（18歳に達した年度末まで）を監護している場合に手当が受けられます。公的年金受給状況や所得制限により受けられない場合もありますので、詳細は問い合わせください。

ください。
※伊豆長岡庁舎、菲山支所では手続きが出来ません。

受付期間
① 8月3日(月)～31日(月) 8時30分～17時15分(平日)
② 8月23日(日)・8月29日(土) 9時～12時

児童扶養手当 受給資格者の皆さんへ

8月は現況届の提出月です。対象者には7月下旬～8月上旬に書類を郵送しますので、忘れずに保健福祉・子ども・子育て相談センター(大仁庁舎)で手続きをして



保健福祉・子ども・子育て相談センター
☎ 0558(76)8008

市民税非課税世帯の人の 介護保険料が変わります!!

現在、市では、平成27年度から継続し、消費税による公費を投入して、低所得者の介護保険料の軽減を実施しています。

令和2年度の介護保険料は、令和元年度に引き続き、消費税の改正に合わせた低所得者への更なる負担軽減により下表のとおり変更となります。

※軽減対象は、所得段階が第3段階までの市民税非課税世帯の人です。第4段階以降の市民税課税世帯の人は、対象外です。

長寿福祉課
☎ 0558(76)8009

◆介護保険料率と介護保険年額保険料の変更点

所得段階	令和元年度		令和2年度	
	保険料率	年額保険料	保険料率	年額保険料
第1段階	0.375	22,900円	0.3	18,300円
第2段階	0.625	38,200円	0.5	30,600円
第3段階	0.725	44,300円	0.7	42,800円

新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料の減免について



長寿福祉課 ☎ 0558-76-8009

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少など、一定の条件に該当する介護保険の第1号被保険者(65歳以上)を対象に保険料の減免を行います。
減免の対象となる期間は令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものです。

- 対象者は次の①または②に該当する人です。
- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った第1号被保険者
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する第1号被保険者
 - ・事業収入などのいずれかの減少額(保険金・損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上
 - ・減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します

保健福祉・子ども・子育て相談センター
☎ 0558-76-8008

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親家庭等を支援するため、臨時特別給付金を支給します。ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給していない人も、支給の対象となる場合がありますので、問い合わせください。

支給対象者	給付額	申請	支給時期
① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人	1世帯 50,000円、 第2子以降1人につき 30,000円 加算	不要	8月上旬
② 公的年金等を受給しているため、令和2年6月分の児童扶養手当を支給されない人		必要 (令和3年2月28日まで)	9月頃から随時
③ 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同等となった人			
追加給付 ① または、② に該当する人で新型コロナウイルスの影響を受け、収入が減少した人	1世帯 50,000円		